

三浦市上水道事業審議会条例

(設置)

第1条 三浦市水道事業の円滑な運営を図るため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、三浦市上水道事業審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、本市の水道事業に関する事項について調査及び審議を行うほか、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 市内に住所を有する者又は市内で事業を営む者
- (3) 知識経験者
- (4) 市の職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、調査及び審議を行うに当たり、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(報酬等)

第8条 委員の報酬及び費用弁償については、三浦市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年三浦市条例第14号）の定めるところによる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年7月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この条例により最初に招集される審議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(三浦市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 三浦市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第2に次のように加える。

13 上水道事業審議会委員

三浦市上水道事業審議会条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、三浦市上水道事業審議会条例（平成29年三浦市条例第1号）第9条に基づき、三浦市上水道事業審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 会長は、審議会の会議を招集するときは、その日時、場所及び議案の内容について、あらかじめ委員に通知するものとする。

(議事録)

第3条 会長は、議事録を作成し、これを保存しなければならない。

2 議事録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開催の日時、場所及び議案
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 出席した関係者の職氏名
- (4) 議事の要旨
- (5) 前各号に定めるもののほか会長が必要と認めた事項

3 議事録には、会長及び会長が指名した議事録の署名委員2人が署名するものとする。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、上水道庶務主管課において処理する。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。